

○厚生労働省告示第二百三十四号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の二第三項第十三号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の二第三項第十三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービス（平成十二年厚生省告示第百九十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号中「及び同条第六項」を「、同条第六項」に改め、「介護予防支援計画を作成するサービス」の下に「及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業による援助に相当する援助を行うサービス」を加え、第二号中「（平成九年法律第百二十三号）」を削る。

本則に次の一号を加える。

三 介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援（法第十五条の二第一項第八

号に規定する介護予防・日常生活支援として行われるものに限る。）